

山武郡市広域水道企業団工事成績評定評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山武郡市広域水道企業団工事成績評定等実施要領第11の3に規定された工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 山武郡市広域水道企業団が契約した工事で、工事成績評定等実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、技術管理者の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次長、技監、課長及び出先機関の長の職にある者をもって充てる。

- 2 前項の委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指定したものがその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議長は、委員長とする。
- 4 討議された事項の決議は、出席した委員の3分の2以上の賛同をもって決定するものとする。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め意見または説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の終了後その経過及び結果を事務局長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を施設課に置く。

(その他)

第9条 この条項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は平成20年6月1日から施行する。